

## 平成28年度 佐倉市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

平成28年度佐倉市の国民健康保険特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(債務負担行為)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

平成28年8月29日提出

佐倉市長 巖 和 雄

# 第1表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
健診等業務委託（特定健診分）（健康保険課）	平成28年度～平成30年度	121,437